

教育者の地位利用による国民投票運動の規制の検討状況に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年五月八日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿

教育者の地位利用による国民投票運動の規制の検討状況に関する質問主意書

平成十九年五月十一日の参議院日本国憲法に関する調査特別委員会において、日本国憲法の改正手続に関する法律案に対し附帯決議を行ったが、その中で、「教育者の地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないよう特に慎重な運用を図るとともに、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること。」との内容を含む項目がある。

このことを踏まえて、以下質問する。

教育者の地位利用による国民投票運動の規制に関し、禁止される行為と許容される行為の明確化など、その基準と表現について、政府の検討状況を明らかにされたい。また、今後、これらの検討事項をどのように具体的に実施していくのか明らかにされたい。

右質問する。

